

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月24日  
独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職理事 今井 辰三

### 1. 競争入札に付する事項

(1) 件名 維持管理積立金システム機器更新、保守及びシステム移行業務

(2) 調達の特質等

- ・維持管理積立金システム機器の更新作業
- ・維持管理積立金システムの移行作業
- ・維持管理積立金システム機器の賃貸借及び保守業務

(3) 期間

- ・機器の更新作業及びシステム移行作業  
平成26年4月1日（火）から平成26年6月30日（月）
- ・機器の賃貸借及び保守業務  
平成26年7月1日（火）から平成31年3月31日（日）

(4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札金額は、総額を記載するものとする。（賃貸借料及び保守料の算出は、月額で算出の上、賃貸借及び保守期間の総価を算出するものとする。）
- ② 入札書とは別に、機器の月額賃貸借料、月額保守料その他要する経費を記載した内訳明細書を入札書に添付して提示すること。入札者は、仕様書に規定するもの等、納入に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ③ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第4条及び第5条の規定（別紙参照）に該当しない者であること。

- (2) 国の統一資格審査において、平成25・26・27年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、平成26年3月18日（入札日の前日）までに「A」「B」「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 上記（2）の資格を有する者のうち、「資格審査結果通知書」の写しを平成26年3月18日（入札日の前日）までに提出すること。（FAX可）
- (4) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) その他仕様書に定める事項。

### 3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先等

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 基金管理課

e-mail : c-kikinkanri@erca.go.jp

電話 : 044-520-9606

FAX : 044-520-2190

- (2) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成26年3月18日（火）までの平日の10時00分～17時00分の時間帯（但し、12時00分～13時00分は除く）とする。

メールで交付を希望する場合、本公告の日から平成26年3月17日（月）の17時00分までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

<必要事項>

メール件名：**【入札説明書希望】**維持管理積立金システム機器更新、保守及びシステム移行業務

本文：①会社名

②所属部署

③担当者名

④住所

⑤電子メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX番号

⑧入札説明書を希望する入札の名称

FAX又は郵送で交付を希望する場合には、平成26年3月13日（木）までの平日の10時00分～17時00分の時間帯（但し、12時00分～13時00分は除く）に、上記(1)の連絡先にFAXで上記必要事項を連絡すること。後日、機構からFAXも

しくは郵送で入札説明書一式を交付する。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所

平成26年3月11日（火） 10時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構第3会議室

#### 5. 競争執行の日時及び場所

##### (1) 入札

平成26年3月19日（水） 14時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

##### (2) 開札

入札終了後直ちに開札する。

#### 6. 入札保証金に関する事項

免除する。

#### 7. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 8. 契約書作成の要否

要

#### 9. 契約情報の公表

##### (1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

##### (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札も若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせてい

たきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
  - 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高。
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上。
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨。

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）。
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高。

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）。

(3) 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

## 10. 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 11. その他

詳細は入札説明書による。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。